（沖縄振興開発金融公庫法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第十三条」を「第七十二条」に改める。

一　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）附則第五条の七第一項

二　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第十六条第五項

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条第七項第五号及び第十五号、第二百一条第一項第一号ト及び第二号ニ、第二項第一号ト並びに第三項第一号ホ及び第二号ニ、第二百三条第三項並びに附則第五十条第二項中「第十三条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第八条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第六条」を「第七条」に改める。

第三十条第一項第二号中「第六条」を「第七条」に改め、同項第三号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第五号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第六号中「第十条の十五」を「第二十八条」に改め、同項第七号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第五項中「第十条の九第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第七項中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十条の十第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第八項及び第九項第一号中「第十条の十五」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

水防法及び河川法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十五号

水防法及び河川法の一部を改正する法律

（水防法の一部改正）

第一条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「応援」の下に「、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力」を加える。

第七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第十三条第一項中「（昭和三十九年法律第百六十七号）」及び「（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（関係市町村長への通知）

第十三条の二　第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

第十四条第一項中「前条第一項」を「第十三条第一項」に、「前条第二項」を「第十三条第二項」に改め、「確保し」の下に「、又は浸水を防止することにより」を加え、「はん濫した」を「氾濫した」に改める。

第十五条の見出し中「を確保する」を「の確保及び浸水の防止の」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

第十五条第一項第三号を次のように改める。

三　浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ　地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ　要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ　大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

第十五条第二項を次のように改める。

2　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一　前項第三号イに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員

二　前項第三号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三　前項第三号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

第十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削り、同条の次に次の四条を加える。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。